

公職選挙法の一部を改正する法律案要綱

第一 衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に関する事項

衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区について、令和二年国勢調査の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った勧告を受け、二十五都道府県において百四十選挙区の改定を行うものとする。 （別

表第一関係）

第二 衆議院（比例代表選出）議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院（比例代表選出）議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和二年国勢調査の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で二、南関東選挙区で一増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で一ずつ減少させるものとする。 （別表第二関係）

第三 施行期日等に関する事項

一 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行するものとする。 （附則第一項関係）

二 この法律による改正後の公職選挙法の規定は、衆議院議員の選挙についてはこの法律の施行日以後初めてその期日を公示される総選挙から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用するものとする。 （附則第二項関係）